調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 10 日

鳥取県立青谷かみじち史跡公園所長　髙尾　浩司

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

令和８年度青谷上寺地遺跡周辺砂丘部地質調査業務　一式

（２）業務の仕様

入札説明書による

（３）業務の期間

契約締結日から令和９年３月 19 日まで

（４）入札方法

ア　入札は、紙とし、入札書は所定の様式（入札説明書の入札書（様式第５号））を使用すること。

イ　契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて課税事業者にあっては、内訳として消費税額を記載すること。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 594 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格を有するとともに、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号）第４条に規定する測量等業務の種別が、以下のとおり登録されている者であること。

測量等業務の種別　　地質調査業務

（３）次の技術者を保有する者であること。

ア　地質・土質調査共通仕様書（平成４年３月５日付管第 224 号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。

イ　アに記載する有資格者及び技術者は、県内の本店又は支店に常勤する者を対象とする。

（４）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年５月１日付第 200700191955 号）第４条の規定による資格停止等の措置を受けていない者であること。

（５）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（６）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

３　契約担当部局

鳥取県立青谷かみじち史跡公園

４　入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-0592　鳥取県鳥取市青谷町青谷 667 番地　鳥取市青谷町総合支所２階

鳥取県立青谷かみじち史跡公園　調査研究事務所

電話　0857-85-5011
電子メール　aoya-kamijichi@pref.tottori.lg.jp

（2）入札説明書等の交付方法

令和８年11月10日（火）から同月24日（火）までの間にインターネットの鳥取県立青谷かみじち史跡公園ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年11月10日（火）から同月24日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

イ　交付場所

（1）に同じ

（3）郵便等による入札

不可とする。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年12月２日（水）午前11時　即時開札。

イ　場所

鳥取県鳥取市青谷町吉川17番地
鳥取県立青谷かみじち史跡公園　展示ガイダンス施設ガイダンス棟体験学習室

5　入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者にあっては、２の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和８年11月24日（金）午後５時までに郵便等又は持参の方法により４の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7　その他

（1）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が２名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

ア　詳細は、入札説明書による。

イ　契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「令和８年度青谷上寺地遺跡周辺砂丘部地質調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ　仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。